

滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

1. 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の位置づけおよび経緯

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下、「PCB廃棄物処理計画」という。）は、都道府県等が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）第7条に基づき、都道府県の廃棄物処理計画及び国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下、「PCB廃棄物処理基本計画」という。）に即して、その区域内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画を定めるものである。
- 本県では、平成17年11月に滋賀県PCB廃棄物処理計画を策定している。
- PCB廃棄物の処理の進捗状況を踏まえ、平成24年12月にPCB特別措置法施行令が改正され、処理期限が延長されるとともに、平成26年6月に国のPCB廃棄物処理基本計画が変更されたことを受け、滋賀県PCB廃棄物処理計画を変更するものである。

2. 滋賀県PCB廃棄物処理計画の主な変更方針

(1) 法令改正および国のPCB廃棄物処理基本計画の変更に伴う変更点

① 計画期間

- ・ 計画期間を「平成28年度まで」から「平成38年度まで」に変更する。

② 今後の処理体制

○ 高濃度PCB廃棄物

- ・ 安定器等・汚染物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下、「JESCO」という。）北九州PCB処理事業所を活用。

（トランス・コンデンサ等については、従前どおりJESCO大阪処理事業所を活用。）

- ・ 計画的処理完了期限（平成34年3月）を目標に処理完了を目指す。

○ 低濃度PCB廃棄物（PCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物）

- ・ 低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設等（民間事業者）を活用。
- ・ PCB特別措置法の処理期限（平成39年3月）までに処理完了を目指す。

③ 確実かつ適正な処理のための県および大津市の役割

○ 一日でも早い処理完了に向けた処理促進策

- ・ 「掘り起こし調査」の実施（未処理事業者の一覧表の作成、処理時期の確認および期限内の処理に向けた指導等）。

(2) その他

- ・ PCB含有機器の廃棄物保管状況、機器使用状況、処分見込量について、県が把握している直近のデータを掲載。
- ・ 県および市町が、自らのPCB廃棄物を計画的に処理することで保管事業者に対し先導的な役割を果たす。

3. 滋賀県PCB廃棄物処理計画骨子案

※別紙のとおり

4. 滋賀県PCB廃棄物処理計画の変更にかかるスケジュール

平成 27 年 9 月 骨子案について環境審議会に報告

10 月 骨子案について常任委員会で報告

11 月 素案について環境審議会に報告

素案について市町・関係団体へ意見照会

12 月 修正案について常任委員会で報告

平成 28 年 1 月 県民政策コメントの実施

3 月 県民政策コメントの実施結果について常任委員会で報告

滋賀県PCB廃棄物処理計画の変更・公表

滋賀県PCB廃棄物処理計画にかかる変更内容(骨子案)

現行	変更案	変更内容
第1章 計画策定の背景と目的 1 計画策定の背景 (1)PCBの歴史 ・PCBの合成・製造開始からその禁止に至るまでの歴史 (2)PCB特措法の制定 ・PCB特別措置法の制定に至るまでの経緯 ・JESCO設置に向けた動き 2 計画の目的および期間 ・計画の目的 県内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を図る ・計画の期間 平成17年度～平成28年度(目標年度) 第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状および処分見込量 ・PCB含有機器の廃棄物保管状況、機器使用状況、処分見込量 第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制 1 国内におけるPCB廃棄物処理体制 ・JESCOの整備 2 県内のPCB廃棄物処理体制 ・大型電気機器等についてJESCO大阪事業所において処分 ・関西電力(株)の柱上変圧器については同社の処理施設で処分 ・JESCO大阪対象外のものについては国が処分方法検討中 3 PCB廃棄物の収集運搬体制 ・国策定のPCB廃棄物収集運搬ガイドラインに沿った運搬 4 保管事業者の処理に対する支援体制 ・PCB廃棄物処理基金への拠出 第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策 1 県の役割	第1章 計画策定の背景と目的 1 計画策定の背景 ・PCBの使用からその禁止に至るまでの歴史 ・PCB特措法の制定および処理施設設置 ・微量PCBの判明および無害化処理認定施設での処理開始 ・JESCOの処理区域を超えた処理開始およびその経緯 2 計画の目的および期間 ・計画の目的 県内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を図る ・計画の期間 平成17年度～平成38年度 第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状および処分見込量 ・PCB含有機器の廃棄物保管状況、機器使用状況、処分見込量 第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制 1 PCB廃棄物処理体制 (1)拠点的広域処理施設における処理 ・JESCOにおける処理および処理区域を超えた処理 ・JESCOにおける新たな処理期限の設定 (2)無害化処理認定施設および都道府県知事等の許可業者による処理 ・微量PCBの無害化認定処理施設等における処理 (3)電力会社による処理 2 PCB廃棄物の収集運搬体制 ・国策定のPCB廃棄物収集運搬ガイドライン、JESCO北九州への搬入措置に沿った運搬 3 保管事業者の処理に対する支援体制 ・PCB廃棄物処理基金への拠出 第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策 1 県および大津市の役割	時点修正(JESCO設置および微量PCB、JESCOの処理対象区域を超えた処理開始の追記等) 国計画変更による延長 時点修正 項目整理 国計画変更によるJESCOの期間延長・区域を超えた処理 時点修正(微量PCBの処理について追加) 項目整理 国計画変更によるJESCO北九州への搬入措置を追記 大津市の中核市への移行に伴う修正

(1)PCB廃棄物の保管事業者等の把握に向けた取組 ・PCB保管状況届出を確実にするための取組 ・PCB保管状況届出の未届事業者に対する取組 ・PCB含有機器使用事業者に対する取組 (2)適正処理推進に向けた保管事業者等の監視、指導等 ア 保管事業者等に対する監視・指導等 イ 収集運搬を行う者に対する監視・指導等 ウ 処理業者に対する監視・指導等 (3)計画的な処理および搬入を行うための調整 ・近畿ブロック協議会を活用した計画的な処理および搬入の調整 (4)関係機関との連携 ・JESCO大阪やその関係機関との連携 ・電気保安部局との連携 (5)県民、事業者等の理解を得るための取組 ・積極的な情報公開・提供 (6)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成 2 市町の役割 ・国および県の施策や取組に対して県民が理解を深めるよう努める 3 保管事業者の役割 ・国および県の施策や取組への協力、県民への積極的な公開等 4 収集運搬を行う者の役割 ・適切な運搬や、PCB廃棄物の計画的な処理の確保 5 その他関係者の役割 ・PCB製造者等は国および県の施策や取組に協力する 第5章 その他の重要な事項 ・低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理 ・PCB含有機器を使用している家電製品の処理 ・緊急時の対応 等	(1)PCB廃棄物等の網羅的な把握に係る掘り起こし調査 ・未届事業者やPCB含有電気機器使用事業者の把握 ・未処理事業者へ処理時期の確認 (2)適正処理推進に向けた保管事業者等の監視、指導等 ア 保管事業者等に対する監視・指導等 イ 収集運搬を行う者に対する監視・指導等 ウ 処理業者に対する監視・指導等 (3)計画的な処理および搬入を行うための調整 ・近畿ブロック協議会や広域連携会議を活用した計画的な処理および搬入の調整 (4)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の率先した処理 ・計画的な処理により保管事業者に対する先導的役割を果たす (5)関係機関との連携 ・拠点的広域処理施設や関係機関との連携 ・拠点的広域処理施設設置自治体への協力 (6)県民、事業者等の理解を得るための取組 ・積極的な情報公開・提供 (7)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成(県のみ) 2 市町の役割 ・国および県の施策や取組に対して県民が理解を深めるよう努める ・計画的な処理により保管事業者に対する先導的役割となるよう努める 3 保管事業者の役割 ・国、県、大津市およびJESCO設置自治体の施策や取組への協力、県民への積極的な公開、JESCO設置自治体との調整等 4 収集運搬を行う者の役割 ・JESCOへの搬入措置による適切な運搬や、PCB廃棄物の計画的な処理の確保 5 その他関係者の役割 ・PCB製造者等は国および県の施策や取組に協力する 第5章 その他の重要な事項 ・PCB含有機器を使用している家電製品の処理 ・緊急時の対応 等	国計画変更による追記(掘り起こし調査)および項目整理 国計画変更による追記(期限内処理に係る指導等) 国計画変更による追記(JESCOへの搬入措置に係る指導) 国計画変更による追記(広域連携会議) 滋賀県計画として追記 国計画変更による追記(JESCO北九州との連携や地元自治体への協力等追記)、項目整理 滋賀県計画として追記 国計画変更による追記(JESCO地元自治体への協力等追記) 国計画変更によるJESCO北九州への搬入措置を追記 時点修正(削除)
--	--	--